

# 八戸市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

## (設 置)

第1条 八戸市介護保険事業計画及び八戸市老人保健福祉計画の策定、並びに高齢者の健康福祉施策の推進に関する重要な事項を定めるにあたり、広く市民の意見を求めるため、八戸市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査・審議するものとする。

- (1) 八戸市介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 八戸市老人保健福祉計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者の健康福祉施策に関し重要な事項。

## (組 織)

第3条 委員会は委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表

## (任 期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期の途中で交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

## (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

## (そ の 他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成10年7月2日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

# 八戸市介護保険事業計画等策定委員会名簿

任期：平成17年5月11日～平成19年3月31日

会 長 坂本 美洋 副会長 岸原 千秋

## (学識経験者)

坂本 美洋	前八戸市老人保健福祉計画作成懇談会会長	
秋山 恭寛	八戸市議会議員	(平成17年7月20日から)
中村 萬之助	元南郷村役場参事兼保健福祉課長事務取扱	
庭田 哲夫	デーリー東北新聞社制作局長	(平成17年9月21日から)
鳴海 成二	東奥日報八戸支社編集部長兼報道本部編集委員	

## (保健医療関係者)

岸原 千秋	八戸市医師会副会長
千葉 潜	青森県精神保健福祉協会副会長
谷地 泰美	青森県歯科医師会八戸支部会理事
小ヶ口 恵子	青森県薬剤師会八戸支部専務理事
風間 やす子	青森県看護協会三八支部

## (福祉関係者)

岩 淵 惣二	八戸地区社会福祉施設連絡協議会会長
田 口 豊 實	八戸市社会福祉協議会会長
齋 藤 鈴子	身体障害者療護施設松館療護園園長
菊 島 レイ子	青森県老人保健施設協会県南支部
下 野 共 致	青森県社会福祉士会 三八支部
齋 藤 真裕美	八戸地域介護支援専門員協議会

## (被保険者代表)

差 波 清一郎	八戸市老人クラブ連合会会長
下斗米 澄子	公募
寺 沢 信 治	公募
稲 田 八千代	公募

# 八戸市健康と福祉のまちづくり条例

(中 略)

## 第4章 健康福祉審議会

第32条 市は、健康福祉施策の円滑な推進を図るため、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ健康福祉施策の基本的事項を調査審議し、その結果を答申する。
- 3 審議会は、健康福祉施策の基本的事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療関係者
  - (3) 福祉関係者
  - (4) 地域支援関係者
  - (5) 公募に応じた者
  - (6) 関係行政機関の職員
  - (7) その他市長が必要と認める者
- 5 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 6 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(以 下 略)

## 八戸市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例(平成19年八戸市条例第11号)第32条第6項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(部会)

第5条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項を調査審議するため、部会を置く。

2 部会の名称は、次のとおりとする。

(1) 健康・保健部会

(2) 介護・高齢福祉部会

(3) 児童福祉部会

(4) 障害福祉部会

(5) 社会福祉部会

3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて部会を置くことができる。

4 部会は、審議会の会長が指名した委員（次条第1項の規定により専門委員が置かれた場合にあっては、当該専門委員を含む。以下この条及び第7条において同じ。）をもって組織する。

5 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。

7 部会長は、部会の会務を掌理する。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、部会長は、この決議事項を次の審議会の会議において報告しなければならない。

10 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第6条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(分科会)

第7条 部会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 介護・高齢福祉部会に置く分科会の名称は、次のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス運営委員会

(2) 地域包括支援センター運営協議会

- 3 分科会は、当該部会に属する委員のうちから、部会の部会長が指名した者をもって組織する。
- 4 分科会に分科会長及び副分科会長各1人を置く。
- 5 分科会長及び副分科会長は、当該分科会に属する委員の互選によって定める。
- 6 分科会長は、分科会の会務を掌理する。
- 7 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 分科会の決議はこれをもって部会の決議とすることができる。ただし、分科会長は、この決議事項を次の部会の会議において報告しなければならない。
- 9 第4条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(資料の提出の要求等)

第8条 審議会、部会又は分科会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、部会及び分科会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会 委員名簿

任期：平成19年5月29日～平成22年5月28日

会長 坂本 美洋

副会長 岸原 千秋

区 分	団体・役職	氏 名
学識経験者	前八戸市介護保険事業計画等策定委員会会長、 前八戸市地域福祉計画策定委員会会長	坂 本 美 洋
	八戸市議会 民生常任委員会 委員長	八 嶋 隆
	デーリー東北新聞社 編集局長 (平成20年5月20日まで)	庭 田 哲 夫
	デーリー東北新聞社 編集局長 (平成20年5月21日から)	山 本 義 一
	東奥日報社 八戸支社 編集部長 (平成20年5月20日まで)	遠 山 仁
	東奥日報社 八戸支社 編集部長 兼編集局編集委員室委員(平成20年5月21日から)	野 村 正 彦
保健医療関係者	八戸市医師会 副会長	岸 原 千 秋
	青森県歯科医師会八戸支部会 常務理事	熊 坂 覚
	青森県薬剤師会八戸支部 専務理事	小ヶ口 恵 子
	青森県看護協会三八支部 第一副支部長 (平成20年5月20日まで)	阿 部 恵 子
	青森県看護協会三八支部 会員 (平成20年5月21日から)	中津井 貞 子
福祉関係者	八戸市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 (平成20年5月20日まで)	尾 崎 義 明
	八戸市社会福祉協議会 事務局次長 (平成20年5月21日から)	浮 木 隆
	八戸地区社会福祉施設連絡協議会 会長	岩 淵 惣 二
	八戸地区介護保険事業者協会 顧問	千 葉 潜
	八戸地域介護支援専門員協議会 会長	斎 藤 勉
地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会 会長	古 舘 義 美
	八戸市老人クラブ連合会 常務理事兼事務局長	高 山 武 治
公募に応じた者	公募	乗 上 美知子
	公募	川 村 暁 子

## 八戸市健康福祉審議会 地域密着型サービス運営委員会名簿

任期：平成19年5月29日～平成22年5月28日

会長 坂本 美洋

副会長 尾崎 義明

(平成20年5月20日まで)

区 分	団体・役職	氏 名
学識経験者	前八戸市介護保険事業計画等策定委員会長、 前八戸市地域福祉計画策定委員会長	坂 本 美 洋
	東奥日報社 八戸支社 編集部長 (平成20年5月20日まで)	遠 山 仁
	東奥日報社 八戸支社 編集部長 兼編集局編集委員室委員(平成20年5月21日から)	野 村 正 彦
保健医療関係者	青森県歯科医師会八戸支部会 常務理事	熊 坂 覚
	青森県看護協会三八支部 第一副支部長 (平成20年5月20日まで)	阿 部 恵 子
	青森県看護協会三八支部 会員 (平成20年5月21日から)	中津井 貞 子
福祉関係者	八戸市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 (平成20年5月20日まで)	尾 崎 義 明
	八戸市社会福祉協議会 事務局次長 (平成20年5月21日から)	浮 木 隆
	八戸地域介護支援専門員協議会 会長	斎 藤 勉
公募に応じた者	公募	乗 上 美知子
	公募	川 村 暁 子

## 八戸市健康福祉審議会 地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

任期：平成19年5月29日～平成22年5月28日

会長 岸原 千秋

副会長 千葉 潜

区 分	団体・役職	氏 名
学識経験者	八戸市議会 民生常任委員会 委員長	八 嶋 隆
	デーリー東北新聞社 編集局長 (平成20年5月20日まで)	庭 田 哲 夫
	デーリー東北新聞社 編集局長 (平成20年5月21日から)	山 本 義 一
保健医療関係者	八戸市医師会 副会長	岸 原 千 秋
	青森県薬剤師会八戸支部 専務理事	小ヶ口 恵 子
福祉関係者	八戸地区社会福祉施設連絡協議会 会長	岩 淵 惣 二
	八戸地区介護保険事業者協会 顧問	千 葉 潜
地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会 会長	古 舘 義 美
	八戸市老人クラブ連合会 常務理事兼事務局長	高 山 武 治